平成２９年（フ）第３４５５号
東京都練馬区大泉学園町２丁目４－４－206
債務者　吉田　恵子（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４６５号
東京都港区芝浦４丁目９－35－205
債務者　相内　　修
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５２４号
東京都江戸川区松江５丁目16－９　メゾンエイトⅡ303
債務者　栗岩　勇斗
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８２号
東京都国分寺市内藤１丁目９番地都営国分寺内藤一丁目第３アパート３－306
債務者　長岡　栄子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３６３号
東京都町田市旭町３丁目14番３号ガーデン旭町103
債務者　奥浦加代子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５６２号
横浜市港南区日野中央３丁目21番19－302号
債務者　中澤　昌子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６２２号
横浜市保土ケ谷区西谷町1230番地　サンハイム西谷第１－301号
債務者　河原佑里子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６５７号
横浜市中区本牧町１丁目127番地　ポート・ヴィラ本牧Ⅱ　407号室
債務者　後　　文彦
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９１０号
横浜市栄区桂町688番地４　ベルソナージュ横浜312号
債務者　稲山　和夫
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４９１号
横浜市西区浅間町３丁目175番地　三金ハイツ605号
債務者　福岡　和美
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５３号
横浜市保土ケ谷区川辺町４番地２　川辺町住宅404号
債務者　庄司　和子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５４号
横浜市保土ケ谷区川辺町４番地２　川辺町住宅404号
債務者　庄司　恵子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９６５号
横浜市鶴見区東寺尾３丁目19番５号　メゾンシェリル101
債務者　河野　里枝（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９０７号
横浜市泉区和泉町4555番地２　エスパスビジュウB205号
債務者　尾割友希恵
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９１７号
神奈川県藤沢市片瀬２－１－20　サンライフ片瀬204、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市共恵１丁目18番１号　ＫＡＮＡＬＯＡ103
債務者　川島　詠子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部